



許可番号 第00130019962号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道旭川市一条通十五丁目881番地
氏 名 株式会社北新興業
代表取締役 大竹 良一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日

令和 元年（2019年）7月 6日

許可の有効年月日

令和 6年（2024年）7月 5日

1. 事業の範囲

埋立（がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）。

2. 事業の用に供するすべての施設

（1）施設の種類

安定型最終処分場

設置場所 北海道上川郡鷹栖町2890番35、36、94

設置年月日 昭和62年（1987年）9月18日

処理能力 40,927平方メートル、142,777立方メートル

届出受理年月日 昭和62年（1987年）8月7日

受付番号 衛施第113-20号

3. 許可の条件

* * * * *

（2頁へ続く）

（上川総合振興局）



(2 頁)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 (1994年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 7 年 (1995年)	2 月 3 日	変更許可 (破碎 (がれき類) の追加。)
平成 11 年 (1999年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 16 年 (2004年)	7 月 6 日	許可の更新 (破碎 (がれき類) の廃止。)
平成 21 年 (2009年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 26 年 (2014年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 29 年 (2017年)	10 月 1 日	施行令改正 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
令和 元年 (2019年)	7 月 6 日	許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の有無

有 · 無

No printing



(上川総合振興局)